

震災対応と 自然災害債務整理ガイドライン

1 能登三重被災 この1年と今後の展望 ～災害大国・日本の課題を共有するために～

のと共栄信用金庫
理事長

鈴木 正俊

すずき・まさとし●1982年早稲田大学卒業後近畿財務局に入局。2013年北海道財務局長。14年東海地区信用金庫協会専務理事。18年1月のと共栄信用金庫専務執行役員。同年6月より現職。

興能信用金庫
理事長

田代 克弘

たしろ・かつひろ●1962年能登町生まれ。81年興能信用金庫入庫。本店営業部長、経営企画部長、常務理事などを経て2021年から現職。

金沢学院大学
教授

碓井 茂樹

うすい・しげき●1983年京都大学卒業後日本銀行入行。金融機構局にて考査、モニタリングに従事し、2006年金融高度化センター。11年日本金融監査協会設立会員・代表。24年から現職。

○輪島温泉

2024年1月1日午後4時10分頃、石川県能登地方を震源とする最大震度7の大地震によって、能登半島北部が甚大な被害を被った。死者は関連死を含め460名を超え、被災した建物は17万棟に上った。さらに、同年9月21日から23日にかけて能登半島で発生した豪雨により、土砂災害や住宅への浸水被害が多発した。

震災等の当事者となったお三方にオンラインインタビュー形式で「特色ある能登の再建」に向けた思いや災害大国日本が抱える各地共通の課題などを幅広く語っていただいた。

能登地域の「まち」「ひと」「仕事」の様子

碓井 この1年間を振り返って震災前から現在に至るまで「まち」「ひと」「仕事」がどう変わったのか、お聞かせください。

鈴木 のと共栄信用金庫本店所在地の七尾市は能登半島の中部に位置し、和倉温泉が有名です。七尾市の人口のピークは昭和25年。その後、市町村の合併を経ても人口は減少傾向をたどって

きました。この地域で生活することの豊かさや経済規模をどう維持するか考えてきました。

能登地域の経済を支えているのは、和倉温泉を起点として能登一円を訪れる観光客の方々です。震災により、その基盤が失われてしまいました。和倉温泉のみならず、輪島市も珠洲市も観光のための有形・無形の資産が大きく損なわれ、関連事業者は大打撃を受けました。

「なりわい」が立ち行かなくなり、震災前に比べて人口減少に拍車がかかっています。このままマーケットは縮小する一方となり、雇用面では人手不足に陥って、事業継続の意欲が失われてしまうことを一番危惧しています。

私たちのお取引先に限った話ですが、9月末時点での廃業数は、輪島市・穴水町・七尾市・志賀町の事業者1031社のうち33社です。日本全体の廃業率が3%程度ですので、今のところ、震災のせいで廃業が急激に増えたとはいえない状況です。ただ、休業中の事業者も多く、予断を許せません。できるだけ

特集

●地震

震災対応と 自然災害債務整理ガイドライン

2 平成28年熊本地震における 自然災害債務整理ガイドラインの事例の紹介

熊本県弁護士会自然災害債務整理ガイドラインPT座長
弁護士

江越 和信

えごし・かずのぶ●1983年弁護士登録(35期)。三浦・江越法律事務所。平成28年熊本地震後に、熊本県弁護士会自然災害債務整理ガイドラインプロジェクトチーム座長を務める。

○熊倉温泉

○熊島絵

平成28年4月14日、16日に発生した平成28年熊本地震において、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(自然災害債務整理ガイドライン)以下、単に「ガイドライン」という)を活用していた(ガイドライン自体の解説は石毛論文(本号14頁)に譲る)。本稿においては、熊本地震発生後、登録支援専門家の委嘱を受けた筆者が携わった事例を紹介する。

一 本件の経過

本件に関する経過とともに行った対応は、次のとおりである。

平成28年4月14日、16日…平成28年熊本地震発生。
5月26日…当職が登録支援専門家の委嘱を受ける。
5月30日…債務者と初回面談(事情聴取)。
7月1日…債務者所有の不動産について、登録支援専門家として不動産鑑定士が追加委嘱される。
8月25日…対象債権者に対し債務整理申出(不動産鑑定士の不動産価格調査書、事業収支実績表、事業見通し・収支計画書も添付)。
11月22日…対象債権者に対し調停

条項案を送付。

平成29年2月23日…熊本簡易裁判所に特定調停申立。
4月6日…特定調停成立。

二 本件の概要

(1) 熊本地震当時、債務者(50代後半)は自営業者であり、妻と2人暮らしで、債務者所有の土地上2棟の建物のうち、居宅兼店舗の建物ではベットのトリミングとフリーダーの仕事をし、別棟の建物でカフェの仕事をしてそれぞれ行っていた。

熊本市のり災証明書では、居宅兼店舗の建物は「一部損壊」、別棟の建物は「半壊」であった。債務者は、熊本地震の約2年前に、司法書士に依頼して3社のクレジット会社の債務を整理(任意整理)して、地震当時も司法書士を通じて毎月分割払いをしていた。

(2) 対象債権者としては、前記クレジット会社3社、住宅金融支援機構(住宅ローン…1番抵当権者)、銀行(住宅ローン…2番抵当権者)1社、クレジット会社1社の合計6社であった。

対象債権者の債権総額は約2

特集

震災対応と 自然災害債務整理ガイドライン

3 自然災害債務整理ガイドラインの概要



ほくと総合法律事務所 弁護士
石毛 和夫

いしげ・かずお ● 弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー。あさひ法律事務所（現・西村あさひ法律事務所）・政府系事業再生ファンド「産業再生機構」等を経て2011年1月から現職。日本弁護士連合会災害対策本部（能登半島地震・豪雨災害）本部員等兼務（「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」委員・第二東京弁護士会災害対策委員会委員長）。

自然災害は地域経済全体の地盤沈下につながるかねない重大事象である。金融機関としては、可能な限り被災者・被災企業を支援して、自行の営業基盤でもある地域経済の復興に努める必要がある。金融機関に可能な被災者支援の取組みには様々なものがあるが、なかでも特に有力であり、その割に知られていないのが「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という）である。わが国は「地震国」の宿命を免れない。しかも、気候変動の影響もあつて、台風や豪雨等による災害も年を追って増加・激甚化している。「大災害時代」を迎え、一人でも多くの金融機関関係者に本ガイドラインについての予備知識を身に着けておいていただきたい、本稿の筆を執った。

なお、筆者は本ガイドライン研究会の委員としてその策定に参画し、現在もその運営機関に関与しているものであるが、本稿中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることを念のためお断りする。

本ガイドラインは、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」（平成27年9月2日設置）により策定され、同年12月25日に公表された「自然災害の被災者たる個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則」である。

本ガイドラインに法的拘束力はないが、金融機関等である対象債権者および債務者等によって自発的に尊重され遵守されることが期待されている。その位置づけは、「私的整理ガイドライン」、「経営者保証に関するガイドライン」、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等に類似するものといえる（以下、本ガイドラインの条項を示す場合は単にその条項のみで表示する。また、本ガイドラインと同時に公表された『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」Q&A』については単に「Q&A」と表記する）。

「自然災害債務整理ガイドライン」とは

債務者の粉飾決算が銀行の信用リスク計算に与える影響(上)

アジア太平洋マネジメント代表

青木道生

はじめに

コロナ禍において、中小零細企業の金融機能を維持するため、信用保証協会の100%保証付融資が実行された。そしてコロナ禍を脱した今日、粉飾決算による倒産件数が急増している。粉飾決算とは、財務内容を実態よりも良く見せかけているものであるから、いわゆる突然死につながりやすく、通常の企業の倒産と異なり、銀行決算により深刻な影響を及ぼす可能性がある。本稿では、銀行経営における債務者格付の意義とリスクの相関性、そして財務審査において粉飾決算をいかに見抜いていくのかを論じてみたい。

銀行経営に限らず、企業経営

は常に、様々なリスクを伴っている。そもそもリスクとは、一般的には危機・危険(Danger)の意味合いで認識されているが、こと金融業界におけるリスクとは、不確実性(Uncertainty)を意味している。銀行経営における収益の源は貸出金利息であり、貸出金には常に、回収の不確実性を伴う。回収期間が長期化するほどに不確実性は増加するし、財務内容が良好な企業への貸出と、財務内容が芳しくない企業への貸出では、回収リスクは同一程度ではない。この貸出金の回収に係る不確実性のことを、信用リスク(Credit Risk)とよぶ。

本稿(上)において、信用リスクの構造と計算方法を示し、債務者ごとに付与されている格

付の重要性に言及する。さらに、債務者の突然死とは一体どのようなに生じるものか、審査主体である銀行が債務者の粉飾決算を見抜けなかった場合のリスクや、突然死が生じた場合の銀行決算に及ぼす影響を考察する。次号(下)では、粉飾決算の典型的事例や使用されやすい科目、勘定科目内説明細書の着目すべき箇所等を解説し、審査の観点から、粉飾決算をいかに見抜いていくべきかを述べていく。

一 銀行決算の構造と自己資本比率規制

銀行が受け入れている預金は、将来払い戻すべきものとして、負債に計上される。その預金を原資として行う貸出は、将

来返済を受けるものとして、資産に計上される。銀行決算では、この資産の部に計上された貸出金につき、将来返済が受けられない可能性を有する貸出金を計量化しなければ、銀行の正確な純資産額が把握できない。

そもそも、銀行における自己資本比率規制は、米銀のリスクテイクのあり方を問題の起因とする。積極的なリスクテイクにより、高い収益を誇ってきた米銀も、ラテンアメリカの累積債務問題の進行等の外部環境の悪化により、収益の悪化や大手銀行の倒産が現実のものとなった。銀行の伝統的業務である受信・与信・為替といった間接金融型構造が、グラスルースティイガル法の改正により(注1)、直接金融型および手数料重視の

今知っておきたい 代表取締役等住所非表示措置とは

司法書士法人F&Partners 司法書士 浅野真弘・川島圭太・松原大知

一 はじめに

商業登記規則等の改正により、2024年10月1日から代表取締役等住所非表示措置（以下、「本措置」という）が施行された。本措置は登記情報の利用に少なくない影響を与えるものであり、金融機関の実務に与える影響も大きい。本稿では、商業・法人登記制度の持つ役割等を紹介したうえで、本措置の概要や実務に与える影響について解説を行う。

1 商業・法人登記制度の役割

株式会社をはじめとする法人と取引を行う場合、その法人の

組織構成や資産状態等を調査することができるが、第三者がこれら进行调查することは容易ではない。また、取引相手に開示しているはずの自社の重要情報について「知らなかった」と主張されてトラブルになるリスクは避けられないところである。そこで、法人について一定の情報を登記によって公示し、公示された情報は取引相手も登記された事項を知っているものとして扱うこと（商法9条1項前段）、取引の安全を担保するのが商業・法人登記制度の役割の一つである。

2 代表取締役の住所情報の利用

商業・法人登記簿には、商号（名称）、資本金、役員といった取引の安全を図るうえで重要とされる情報が登記されており（図表1）、登記情報のユーザーによって様々な利用がなされている。本稿のテーマである代表取締役の住所情報がどのように利用されているのか、司法書士の視点、与信調査の視点から紹介する。

(1) 司法書士の視点

司法書士が登記された代表取締役の住所を利用するのは、主に不動産取引等における本人確認に際してである。司法書士は取引当事者となつている会社の代表取締役と面談し、運転免許証等の本人確認書類の提示を受

けて本人確認を行うこととなる。司法書士の目の前に存在する人物が本当に取引当事者となつている会社の代表取締役であるかは、登記された住所の情報と提示された本人確認書類に記載された住所が一致するかで判断することになる。本人確認のための利用はおそらく多くの金融機関でもなされていることであろう。

(2) 与信調査の視点

与信調査において代表取締役の住所情報は、代表取締役の個人宅の不動産の権利状況や資産価値を確認するために利用されることがある。また近年では反社会的勢力の排除のための調査にも利用がなされている。

債権管理回収・現場の実務Q&A

本誌907号22頁と同908号23頁にて債権管理回収の現場で持ち上るケースを解説したが、今回は、普段から金融機関の法律相談・訴訟を引き受ける弁護士が担当する。

大場鈴木堀口合同法律事務所 弁護士 堀口 久

1

催告書の不受領と時効完成猶予効

質問

貸金債権の消滅時効期間の満了まで1〜2カ月となったことから、債務者に対して法的措置の実施を検討していますが、債務者に対して内容証明郵便による催告書を発送したところ「保管期間経過」により返戻されませんでした。このため、催告書の控え（写し）を特定記録郵便で再送し、配達されました。この場合、時効完成猶予の効力を得られるでしょうか。

回答

その方法でおおむね問題ない

と考えますが、より確実を期すために、もうひと工夫する余地があると考えられます。

解説

一 意思表示の到達

催告書など、受取人が積極的に受領したいと思わない書面を内容証明等郵便等の書留郵便で送付しても、配達時に不在である、その後の受領手続がとられないまま、留置期間（保管期間）経過により返戻されてくることしばしばあります。民法97条1項では、「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」と規定

されていますので、後に債務者から意思表示の到達を争われた場合に、どのような事実関係があれば「到達した」ことになるのか、また、どの程度の資料があれば「到達した」ことの立証ができるのかがここでの問題となります。

なお、債務の履行の催告は、正確には準法律行為である「意思の通知」に当たるものですが、民法97条は準法律行為にも準用されると解されていますので、意思表示と同様に考えれば足りません。

二 不在による返戻と「到達」

意思表示の「到達」とは、相手方が通常の状態において表示の内容を了知し得る状態を意味

すると解されています。質問のような場合には、配達時に不在であったとはいえ、投函されていた不在連絡票の差出人欄に「〇〇銀行△△支店」と書かれていれば内容の了知も十分可能と考えられますので、これだけで催告の到達として認められてよいようにも思えます。実際、東京地裁平成30年7月27日判決（金融法務事情2116号74頁）など、内容証明郵便が不在で返戻された事例で意思表示の到達の効力を認めている裁判例も多数存在します。しかし、同様に不在による返戻の事例で意思表示の到達を認めた最高裁判決（最判平成10・6・11民集52巻4号1034頁）では、配達以前の事実経過も踏まえたうえ

配転命令に関する最高裁判決と 勤務地限定・職種限定型雇用の留意点

令和6・4・26最高裁判所第一小法廷判決、令和5年（受）第604号社会福祉法人
滋賀県社会福祉協議会事件、【破棄差戻】、労働判例1308号5頁

虎門中央法律事務所弁護士 佐藤 慶



はじめに

近時、金融機関においては、従来一般的であった勤務地、職務内容を限定しないメンバーシップ型雇用（注1）だけではなく、一定のエリア内での業務や、転居を伴う異動を行わない業務に従事することが雇用条件とされた勤務地限定型雇用や、特定の職種のみに従事することを前提とした職種限定型（シヨブ型）雇用も行われるようになってきている。

により人材の柔軟な配置が可能とされていた。では、近時増加している、勤務地限定や職種限定により雇用された労働者について、前述のような業務再編や支店の統廃合などの事態が生じた場合に、企業はどのような対応を考へるべきだろうか。本稿においては、職種限定合意のあった労働者に対する配置転換が問題となった最高裁判例（社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件（最判令和6・4・26労働判例1308号5頁。以下、「本判決」という）を題材として、勤務地限定型・職種限定型雇用の労働者に対する配置転換の実務的対応について検討する。

一 従来の判例・裁判例

1 配置転換に関する最高裁判例

配置転換命令に関する代表的な最高裁判例は、東亜ペイント事件最高裁判決（注2）である。同判決においては、就業規則等において配置転換について命ずることができ旨の定めがある場合には、使用者には配置転換命令権が認められるが、①業務上の必要性が認められない場合、業務上の必要性が認められる場合であっても、②配置転換命令が他の不当な動機・目的を

もつてなされたものであるとき（注3）、③労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるときには（注4）、配置転換命令は権利の濫用になるとされた。

2 職種限定・勤務地限定のされた労働者の配置転換に関する従来の裁判例

前述の東亜ペイント事件最高裁判決によれば、①就業規則等により配置転換を行うことがある旨を定めた根拠があるか、②仮にそのような根拠があつたとしても、そのような権利行使することが権利の濫用に当たると認められるかという2段

災害時の地域経済復興へ 地域金融機関に求められる リーダーシップ

第1回 BCPがカバーする事業継続とは



東京海上ディーアール株式会社 経営企画部 主幹研究員

指田 朝久

さしだ・ともひさ ●東京海上火災保険株式会社入社後、1996年現会社設立とともに外向。危機管理、事業継続計画(BCP)、情報セキュリティなどのコンサルティングに従事。立教大学社会デザイン研究科客員教授他5大学の非常勤講師兼務、京都大学博士(情報学)、気象予報士、情報処理技術者システム監査の資格を持つ。著書多数。

令和6年能登半島地震から1年が経つが復興はいまだ道半ばである。地震とその後の水害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げるものである。人命安全もさることながら、経済の復興がなければ、地域ならびに地域金融機関は立ち行かない。本連載では、自然災害への備えである事業継続計画(BCCP)の考え方、および地域社会の経済復興にあたっての地域金融機関に求められるリーダーシップにつき論じていく。

一言葉の定義

— 2つのBCP

災害が多発する今日、BCPという言葉が聞かれる機会が増えてきた。しかし、BCPの用語には似ている2つの概念、「事業継続計画」と「不測事態対応計画」があることはあまり知られていない。また防災とBCPの概念の混同も多い。解説を進めるにあたり、まず言葉の整理とそれぞれの概念を説明する。

1 事業継続計画 BCCP: Business Continuity Plan

何らかの事由で自らの製品やサービスの供給ができなくなると、その影響はサプライチェーンを通じて世界中に影響を与える。そのため、製品やサービスの供給停止に対する事前の備えとして、国際標準規格ISO22301が制定され、第三者認証制度が実施されている。このように、製品やサービスが供給できなくなることによる計画を「事業継続計画」とよぶ。

事業継続計画の定義は内閣府防災担当が策定した「事業継続ガイドライン」あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応(以下、「事業継続ガイドライン」という。令和5年3月改訂版公表)を参考に、ここではより詳細に「不測の事態(危機・災害)などの発生により経営資源(社員、施設・設備・機器など)が損傷を受け、通常の事業活動が中断した場合に、残存する能力で優先すべき業務を